

平成29年度第3回原町区地域協議会 会議録

<地域協議会の日時・場所>

1 日 時 平成29年7月13日(木)
開始 13時30分
終了 15時20分

2 場 所 市役所本庁舎4階議員控室

【 会 議 録 】

1 開会

■事務局

ただいまより平成29年度第3回原町区地域協議会を開会いたします。委員15名のうち、現在、出席委員12名で、半数を越えていることから、本会議は成立していることをご報告いたします。

【出席委員名】 12名

鈴木 進一、門馬 エイ子、高田 光吉、五十嵐 章、
濱田 賢次、廣瀬 要人、森岡 和人、小林 正人、山城 雅昭、
島村 哲哉、高倉 紀子、洪佐 克之

【欠席委員名】 3名

山本 昭彦、 長岡 貴志、鈴木 清重

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 会議録署名人の指名

■会長

署名委員の指名ですが、洪佐委員、廣瀬委員の2人をお願いします。

(2) 書記の指名

■会長

続いて書記の指名ですが、米田主事をお願いします。

(3) 報告事項

■会長

それでは、報告事項に入ります。報告事項報告事項①「避難所運営マニュアルの策定等について」ですが、はじめに事務局より今回の報告事項について、経過説明

があります。

■事務局

(事務局より説明)

■会長

それでは、報告事項①「避難所運営マニュアルの策定等について」担当課から説明をお願いします。

■危機管理課係長

(説明)

■会長

今の説明について、質問はございますか。

■山城委員

皆さんご存じのように、大雨が降って九州では大変な事態になっていますね。南相馬市でもいつ来るかわからない、あるいは大変なことになるということで、急がなきゃいけないんですね。そうした場合に、今の話ですと、いつになるかはっきりしない状態ですけど、緊急にやっぱり作らなきゃいけないと思います。今のお考えですと、果たしていつ頃なのか、全然想像もつかないですけど、どういうことなのか、もう一度お答えいただければと思います。

■危機管理課係長

これから地域防災計画の改定も進めなければならない状況になっております。改定と合わせて避難所運営マニュアルの策定も同時に行いたいと考えております。これについては、今年度あるいは来年度で準備させていただきたいところです。なるべく早く取りかかるべきと捉えて進めますので、よろしくお願い致します。

■山城委員

私が市長に震災の直前に提案したんですけど、今度その後、決定するに当たってですね。市の方がメインで多分作られると思いますけど、我々が出したマニュアルが十分に活かされるのか。例えば、各避難所の近くの行政区の区長さん方の支援がなければとてもおぼつかないと思うんですね。そういうあたりで区長さんあるいは市民の方が入ってということは必要かなと思うんですけど、そのあたりの考えをちょっとお聞きしたいと思います。

■危機管理課係長

はい。山城委員のおっしゃるとおりで、私も以前いただいていたマニュアルの様式は一通り見させていただいております。地域とのつながり、行政区をはじめ、民生委員さんですとか、自主防災組織、消防団とのかかわりもございます。こういったところと一体的に動けるようなマニュアルを作成したいと考えております。策定でき次第、皆さんにお示しをして、実効性のあるものにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

■山城委員

去年も大雨降って避難されたという状態がありましたね、川が氾濫したということで。とにかく急いで、あるいはそれまでに起きた場合の対応ができるよう緊急作戦をひとつ加味していただきたいと思います。以上です。

■危機管理課係長

今のお言葉を重く受けとめて鋭意取り組んできたいと思います。

■高田委員

マニュアルの作成に関連してですけれども、避難所運営について避難所に指定された場所については、責任者はどういう人たちをイメージしているのか。例えば、市役所の職員が、すべて配置されるのか。あるいは、地域のどなたか代表になるのか。どうなのでしょう。

■危機管理課係長

はい、避難所開設のときに市の職員を配置するように防災計画では定めておりますので、開設時に、職員を派遣して対応させていただくようにしております。

■高田委員

前回の震災の場合には、正直、市の職員よりも現地のの方が早いですよね。だから、現実的な問題としては、地域の区長会の中でも、そういう現場の人たちがいち早く対応をするようなことに実際なったんですよ。そういう意味では、今の、お話では、十分な対応は難しいと思いますよ。1点目として、例えば、マニュアルができた段階で、そのマニュアルをどういうふうに配布していくのか。例えば、区長会で配るとかね、その現場にただ置いただけでおくだけでは、役に立たないので、その辺のイメージがもしあれば答えていただきたい。

■危機管理課係長

こちら先の説明で、区長さん、民生委員さんや消防団とも避難所の運営について、連携しなければいけないと申し上げましたが、もちろんこのマニュアルについても同じように捉えておりまして、そういった地域の中で生かしていくマニュアルを策定することが目標だと考えております。

■高田委員

はっきり分かりやすく言うと、それぞれの地域の区長にも、きちっとマニュアルを配布して、我々が日常的にそのことを頭の中で消化できるような体制をまず作ってほしい。マニュアルが完成して、市の職員を配置したから大丈夫です、というわけにはいかないんです。その辺なんですよ。はっきり言ってもらわないと。今の答弁ではイメージがわかりません。

■危機管理課係長

説明が不足して大変申し訳ありませんでした。もちろん、区長様にもお配りして活用していただきたいと考えております。よろしくお願いします。

■ 渋佐委員

ちょっと初歩的な、そもそも論になってしまうんですけども、現在は、確か地域防災計画というのは、こういう分厚いものができているわけですよね。それを作ったときには、避難所の運営マニュアルというのは、つくらなかったんですか。

■ 危機管理課係長

地域防災計画には、各避難所のマニュアルというものは含まれておりません。避難所の体制というものだけ記載されているものであります。どのような場所を避難所として指定して、どのような対応をするかというものを定めているもので、マニュアル化まではされていませんでした。今回、各地域で実効性を伴うものが必要とされているところもございまして、これを踏まえ、しっかり対応していきたいと考えているところです。

■ 渋佐委員

その地域防災計画の改定の時期はもう決まっているんですか。

■ 危機管理課係長

可能であれば、来年度予算化をして対応したいと考えております。

■ 廣瀬委員

どういうところが避難所とされるのか、ちょっと私のほうではわかりませんが、地域の集会場のようなところも避難所として、指定されると思いますけれども、現在、利用されている施設が結構市内にあちこちありますけれども、ここを利用しての避難所開設ということも、多分あるだろうと思うんですね。例えば、学校はその一例ですね。それから私は、社会福祉協議会なんですけれども、社会福祉協議会なんかもですね、避難中に指定される可能性がありますね。指定されなくても、避難者が来ると思うんですけども、そういう場合に、それぞれの施設の機能を担保しながら避難所として運営していかなくちゃいけない。そういうようなことが想定されるんですけども、その辺は想定しながら、これからマニュアルの作成に入るのかなというふうに思いますけれども、その辺の考え方をお聞かせいただければと思います。

■ 危機管理課係長

冒頭に申し上げましたが、市内の避難所については43カ所、既に防災計画で定めているところであります。これは、市内の学校、保育所幼稚園などが指定の避難所として、そちらに防災資機材などを配備しまして、避難された方への対応を進めることになっています。しかし、福祉会館の建物は、避難所には指定していない状況がございます。防災計画については、次の改定のときに改めて、その避難所の機能などを精査して必要なところは追加し、また避難所として機能が難しいところは、削除するなどといった見直し対応などを今後図っていくような流れになるかと思います。以上です。

■ 廣瀬委員

今、学校の話が出ましたが、学校には施設管理者として校長がいるわけで

すけども、避難者が押しかけてきた場合に、これは誰が責任を持ってこの施設を開放するのか、市立ですから、市でやるのか。あるいは校長に任せるのか。本来の教育機能を確保しようとした場合には、校長の権限も必要になってくるんですけども。非開放区域と開放区域とを分けてやらないと、本来の機能を維持しながらという、そういう施設にはならないだろうと思うんですね。そんなことで、これから検討する課題にはなるだろうと思いますけども、その辺のイメージとしてはどんなふうにお持ちなんですか。

■危機管理課係長

学校の避難所の開設時は、東日本大震災のときも同様ですが、まず教育委員会と学校側と連絡を取り合って開設する流れになっています。学校の鍵については教育委員会でも持っておりますので、対応できる者が開場させていただいて、それで避難者を受け入れる流れになっています。時間的には、市のほうが先に行って開けて受け入れを開始するという流れになることが多いかと思いますが、もちろん学校で間に合えば、共同して対応にあたるような流れになるかと思っています。イメージとしては、そのような形になっているところです。

■山城委員

私は、伊達市のほうで、100人ぐらいのリーダーとしてやらせてもらいました。その中でつくったものが、いかに未熟であったかということを反省しました。例えば、簡単に言いますと、犬とか猫ですね、これを非常に可愛がっておられる方は大切なんですね。その対応の仕方とか。あるいは、子供さんの泣き声とかですね。あとは弱者の方たちの対応など、そういう細かいところまで踏み込んだ内容になっていませんでした。だから、せっかくなので作り上げるんですから、すべてに網羅できるものをつくれるように、ひとつお願いしておきます。以上です。

■危機管理課係長

山城委員がおっしゃったとおり、東日本大震災時に問題なったその避難所の受け入れ体制のケースについては、国や県から関連する通知も届いておりまして、もちろん弱者やペットの問題も次の防災計画にしっかり反映させて運営しやすい避難所を構築できるように進めてまいりたいと思います。

■会長

ほかに、何か質問ございますか。

■会長

それでは、次に、報告事項②「市内の土取り場の管理について」担当課から説明をお願いします。

■農林整備課長

(説明)

■会長

今の説明について、質問はございますか。

■門馬委員

私は、深野地区なんですが、現在、土をとって、その業者が倒産したってことで、その現場は重機がほとんどありません。ただ、その下が田んぼで、土止めも何もしていないところで水路がふさがっている現実があります。それを市でどのようにご指導なさっているのか。それから、ダンプの出入り口が坂のてっぺんなんですが、とても危険なんです。それも、何か放任のような現実がありまして、山城委員に相談したところなんですが、どのようになっているんでしょうか。

■農林整備課長

今、門馬委員さんの深野地区のその業者が倒産したということを初めてお聞きしたんですけど、市としましては、現地を確認した中で、まず地権者や業者の確認をして指導していく、または、それでできない場合については、市として対応できるものについては、対応していく考えであります。

■門馬委員

現実として、今、雨が降ると土砂が流れ込んでいるんですが、土地をその業者が倒産したので転売するっていううわさは聞いたんです。今、だれにかけ合っているのかわからないっていうことなんです。

■農林整備課長

その土取りにつきましては、その開発業者が、自分で土地を売買で買った部分と、あとは同意をもって、その地権者から借り受けて土を取らせてもらう方法で行っています。今、お話の深野の山につきましては、調べなくてはいいですけど、会社の持ち物であるのか個人のものであるのか、それを調べた中で、個人であれば、本来は自分の土地は自分で保全しなければいけないというのがありますので、それも含めまして、現地を確認して、指導を行っていきたいと思います。

■廣瀬委員

ご質問致します。この南相馬市は非常に緑豊かでいい町だなというふうに自負をしているんですけども、最近、非常に目立ちますよね。土肌があらわになっているところが結構あるんですけども、そこでこれからの質問なんですが、市内には、何カ所ぐらいこの土取場があって、面積はどのぐらいあるのか。説明をいただきたいというふうに思います。

■農林整備課長

この小規模林地開発につきましては、震災前は、年に数件しかありませんでした。その後に土の量が必要だということで、24年から現在までで230カ所ほどあります。28年度までが222カ所で今年度申請が8カ所で計230件です。面積的には130ヘクタールほどになります。以上です。

■廣瀬委員

約230カ所で、130ヘクタールですね、それ以外にはないんですか。

■農林整備課長

市で受付しているものにつきましては、1ヘクタール以下のものになります。それを超えますと、県になるわけなんですけど、現在、県に大規模で申請してある箇所が市内で8カ所ほどありまして、面積的には41ヘクタールであります。

■廣瀬委員

私、高平なんですけどね。やすらぎ会館の裏地も土を採取しているんですが、誰が見ても危険だなというふうに思うのは、あそこはお墓になっていますよね。お墓の根っこまでも垂直に土をとっているんですね。ああいうところは、やっぱり指導をすべきではないかなというふうに思いますけれども、そういう一つ、高平の事例ですけれども、違法行為があった場合には、県あるいは市では、事業のストップをかけることは、できるんですか。

■農林整備課長

市で行っている小規模林地開発につきましては、許可制ではなく、あくまでも届け出て書類が整っていれば、通知で土取りをしてもいいですよという形になっていまして、今のお話ですと、傾斜がきついか、崩落しそうだとか、そのような場合については指導を行っております。その土の取る法勾配、傾きについては、その土質によっても異なっています。岩盤等ですと結構きつくまでとることができるということで、あとは普通の土の場合だと一割五分とか、その土質によっても切り方が変わってきますので、あとは5メートルに一箇所には段をつける等の基準はあるのですが、それに従わない場合については、市で指導しています。

■廣瀬委員

基本的には、これは許可制ではないので届け出があれば、認めざるを得ないというのが市のスタンスですね。

■山城委員

市有地であろうと国有地であろうと、市が管理できないものはないとみているのですか。

■農林整備課長

国有地、市有地のところから土取りをしていることはないです。

■山城委員

それとですね、届出を出さないで土取りを行っているところもあるのではないですか。

■農林整備課長

今のお話のように、地元の住民の方や他の方から、市に届出がない場合については、業者に指導して、その届け出を出していただくように指導しています。

■山城委員

先ほども門馬委員からも言ったんですけど、やはり昨日、九州ですごい雨が降っていると。そういうことにおいてですね、今は届け出程度でね、多少管理されているという程度で、例えば、道路の際とかね、崩れて道路をふさいでしまうということになった時にですね、あるいは側溝が埋まってしまって困っているよというようなことですね、地域の土地の所有者のすべて責任なんですよという話ですけど、やはり、何かを徹底してですね考えておかないと。何か起きてから大騒ぎして、孤立状態になるようなことを防ぐためには、もうちょっと何かいい方法を模索しないとまずいんじゃないかというのが私の提案なんです。そこのあたりが今の話ですと、ちょっと引かかる部分があって、一つ何か方法ないかなと思うんです。以上です。

■農林整備課長

今のお話で懸念されるのが、土砂の流出とか、崩落であります。土砂の流出につきましては、開発地内に調整池たまり場を設けるとか、あとはそこから流出しないように、土手を設けるとか、そういったことでの対応を業者には指導しているところであります。あとは、基本的には山林に戻すということが、大部分なので、そういった緑化、植栽とかを指導するようにはしております。

■山城委員

先ほど門馬委員から側溝が埋まって困っているという話がありました。そうするとそれはやっているところとならない。うまくいかなければ、これは今度は裁判をおこさなきゃいけないという話になろうかと思うんですけど。門馬委員が困っていることに対して、何か助言をしていただければと思いますけど、いかがでしょうか。

■農林整備課長

まずは、現地のほうを確認させていただいた上で、お話にお伺いしたいと思います。以上です。

■山城委員

よろしくお願いします。

■会長

他に何かございますか。

■高田委員

結論的な話ですが、開発業者は開発をしますよね。一定の後始末はやりますよね。土を買う事業者また別の場合があるんですよね。開発と土を買う、片方はお金を払って買って終わりです。開発業者は、規則に従って後始末をやってそれで終わり。問題は、私も高平だから、道路から一步裏に入ると、これは大変な状況で、それで、万が一、九州豪雨のような台風その他自然災害があった場合に、水が流れてくるのが目に見えるわけですね。その場合に、誰が責任をとってくれるんですかという話なんです。最終的には業者がやる事やりました、私たちは土をお金を払って買ったんだから、責任はありません、という

ような場合に、地権者が責任を負うんですかと。我々が被害を受けた場合に、どこに問えばいいのかということなんですよ。市であっても、許可制ではなく、届出制だから書類がそろっていれば、問題ないと言いますが、大変な状況になった時に責任を問えるところがないんですよ。被害を受けるのは、我々地域住民であるしね。責任はどこに向ければいいのかちょっとわかんないのでね。市の考えがあれば、伺っておきたい。

■農林整備課長

先ほど言いましたように、基本的には、個人の財産で個人的にその財産保護っていうのが、当然あるべき姿だと思います。開発に当たっては、前段に開発者側と地権者及び先ほどお伺いした土だけを運搬する方とか、いろいろ仕組みはあるかと思いますが、やはりその中で地権者等と開発業者での契約の中で、さっき私が申し上げたように沈砂池をつくるとか、土手をつくるとか、緑化をするとか、そういったものをある程度、担保される中で、基本的に瑕疵責任という形で、契約の中にうたった中でやっていただければ、そういったことはいいのかなと思います。しかし、今、市内を見ると、緑化等をある程度やってはいますが、茶色い山肌がなくなるまでには、大分時間がかかると思いますので、それまでには、流出等しないような形での対応をせざるを得ないのかなということで、施行後にそういった流出防護策等の対応をお願いするしかないのかなと思っています。

■会長

その他何かございますか。特にないようですので、ただ、市のほうでは、そういう万が一想定していなかったような災害が発生した。それは、土をとった結果、しかも、取り終わった後、きちっと整備されていなかったかもしれない。なんていう状況にならないように、その場所が、土取りが終わった場合、例えば、どういう仕組みになっているのかは、分からないのですが、業者のほうから、この土取りが終わりましたっていう報告があるのか。あった場合に、市のほうで一応届け出を受けたので、確認するために、担当がそこに行って確認して、不備があればちゃんとするように指導するとか、そういうふうなことってというのは、今やられているかと思うのですが、いかがなんでしょうか。

■農林整備課長

今、会長がお話のように、開発につきましては、完了届や写真等を提出していただいて、それをもって現地のほうに赴きまして、現地を確認した中で、今お話のように問題があれば、修繕とかをしてもらっているような形になっております。

■高田委員

高平地区のある場所なんだけど、土取りが終わって大分時間が経ったところなんですよ。そこにダンプが出入りするのに鉄板を敷いていたんですが、作業が終了した後も、その鉄板を一向に撤去する様子もなかったし、誘導員の車も置きっぱなしでした。なので、ある人を通して直接業者に伝えたら、最近、鉄板や車が撤去され、入口も封鎖されたんですよ。これなんかは、全く市の

チェックがなされていないと思うし、また、非常にこの業者がずるいやり方でね。小規模をやってまた隣を小規模でやってっていうね、ごまかしがあるんですよね。これが最終的には、もうずらーっと続けて大規模な開発になっている。そういうところで、やっぱり市のほうでもやっぱりきちっと現場を見ながらね、やってもらわないと。いつの間にか大規模で山肌が大部分的に削れていくことになるわけですよ。今の県道までもう全部丸裸になってしまう。この辺のチェックをよろしくお願いしたい。

■農林整備課長

市に小規模林地開発届けがあって、今、おただしの大規模になるようなところにつきましては、県に確認した上で、市の通知を出すという形になっています。また先ほどお話ししましたが、小規模開発に着手する際については、地元行政区とか、関連する周りの地権者の方には、十分そのお話をしているということでお話をしています。やはりその地権者の意向によって同意がなければ、そういったことはできません。そのような意向がある上で進んでいくわけなので、その辺も地元のほうで、行政区等でも話し合いを行っていただきたいと思っています。

■渋佐委員

今、地権者というお話がありましたけども、地権者の中にも、何代も相続を重ねて、もう既に、ここには住んでいない方もかなりたくさんいらっしゃるわけですよね。この場合がどういう状況になるかわかりませんが、なかなかこの話し合いもできないような状況というのは、必ずあるわけで、やはりその地元だけに任せるというのではなくて、やはり市の市民の生活を守るという立場で、やはり市役所の方がかなり深いところまで、踏み込んで管理をするということは絶対に今必要なことだと思うんですよね。何か今の言い方がちょっと地権者に丸投げみたいな言い方にちょっと聞こえてしまったものですから、それはちょっとまずいんじゃないかなと思ったものですから、ちょっと一言いわせていただきました。

■農林整備課長

地元と話しましたが、市としましても、今できることを、土砂流出やその他考えられるような災害について、対応するような形での指導はしていきたいと思っています。

■高田委員

先ほどから、地元行政区や地権者という話があるが、災害が起きたときは、地元の下流域の問題にもなるんですよね。地元の話し合いについては、例えば、高平でいえば、上北高平、山の方を境にして、道路を挟んで隣の行政区には一切話はないですよね。しかし、被害を受けるのはこっち側なんです。離れたところ。だから、地権者がオーケーして地元行政区がオーケーして、すべて解決とはならないんですよ。被害を受けるほうは別の者なんです。その辺についてね、最終的に何にも発言する場もないし、被害だけ受けて責任とるところはないということが起きないようにするためには、市がきちんとやることがないのかどうかなんです。そこを言いたかったわけです。

■農林整備課長

話繰り返しになりますけども、やはり市としてできることと言えば、指導を徹底していき、今お話のように、隣の行政区からの苦情があった場合もあります。その場合については、同じように、業者に指導しまして、土砂の流出とかあった場合については、その撤去等を、指導しているところであります。

■濱田委員

いろいろ話聞いたんですけども、この原町区、南相馬は震災があって、やっぱり全国的にも稀な状況にあると思います。そして、最終的には被害が出れば、その地権者なり開発した業者の不法行為ってことで、最終的に弁賠償となるのだらうと思います。しかし、大規模となった場合は、その業者なり地権者が賠償を支払うとなった場合も能力がなければ支払えないわけで、それは何の意味もないと。そういう中で、この震災を受けた後の南相馬は全国とやっぱり違うだらうと、土がないと、今私は浜の方のほうなんですけども、どんどん土が必要なんです。そういう中で、市だけでできるかっていうと、いろんな問題は、市だけでは管理できない。そうすると市でやれるのは、県とか国とかに要望とかいろいろ出して連携してやる仕事が出てくるんだらうと。今まで全国にないものがここで発生してるわけですから。そうすると、今、市ではこうですと話されていましたが、南相馬市は今までないことが起きている状況なわけですから、それは市としては、こういうことは特区的にこうしてくださいよと。例えば、県のほうに人員の要望を要請なり、予算の要請なり、または新たな取り組みをしてほしいとかそういう取り組みをやってもらわないと。多分、全国平均的な凡庸な対応では無理だらう。だから、みんなが懸念される大規模の災害を受けたとき、責任はどこにあるのかという話になり、不法行為だと裁判をやって勝ったとしても相手側が支払いができない場合、泣き寝入りなっちゃうわけですから、やっぱり市の方としては、限界は多分にあるんだらうと思います。それならば、やっぱり県とか国とかに現状を説明し理解してもらって、今どういう課題があるか、どういう取り組みをしなくちゃいけないかっていうのを要請して連携はぜひお願いしたいと。そのことによって、やはり、全国に例のないこの地区を守ってもらいたいという思いなので。

■農林整備課長

今までも県には、連携でお話している部分もあります。大規模開発は県でやっているわけで同じように、土砂流出等が懸念されるわけですから、そういったものも、意見交換しながら対応策については、今後とも進めていきたいと思っています。

■会長

この件については、そろそろ終わりにしたいと思いますが、最後に何か話しておきたいという方はございますか。

■廣瀬委員

今、説明を受けましたけども、この土取りについては、ほぼ野放しの状態なのかなと、許可さえ出れば、とれるわけですから。このまま行けば、今後一層ですね、乱開発は進む可能性があるなど、そういう懸念はしておりますけれど

も、もう少し市として、権限と責任を持って指導していかないと。非常に残念な姿があらこちらで見受けられるような状況になるんじゃないかなというふうに思います。今の条例でだめな場合には、もう一度条例の見直しをしてですね、南相馬市を守っていくという視点から、欠陥があれば、条例等を見直しをしながら、この街を守っていただきたい。そして、今それぞれの委員から出たような懸念もあるわけですから、ぜひそういう観点で、これを市でやらなければ、やるところがないんですよ。権限と責任を持ってやっていただきたいということを最後に要望しておきたいと思います。

■農林整備課長

今のお話のように、市としましても、県と協力しながら、そういった対応をしてみたいと思っております。

■会長

今、各委員から出されたことを十分に配慮していただいて、特に、今日も門馬委員のほうからありました件について、先に現地見ていただいて対応をしていただければと思います。ありがとうございます。

(4) 協議事項

■会長

次に、議事の(4)協議事項に移ります。協議事項①「視察研修について」事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

(説明)

■会長

それでは、アンケートの結果を配布していただきましたので、出された方は簡潔にお話をしていただいて、そこからちょっと話を深めていきたいというふうに思います。

■各委員

(各委員よりアンケート回答内容について説明)

■会長

今回、アンケートを提出されていない方で、今の各委員の説明等を聞いて何か意見があればお話しいただければと思います。

■渋佐委員

これからロボットテストフィールドというのが原町にできるということなんですけれども、国際産学官共同利用施設というようなものができるということ、恐らくうまくいけばですね、世界中から研究者などが、この地域に来るようになるのかと思われます。そうなってくると国際的なおもてなしの環境といえますか。そういうことも必要になってくるのかなというふうに思うんですよ。

ね。ですから、そういう何か。既にもう外国人をかなり受け入れているようなところとか、そういうところの視察というのもこれからは必要になってくるのではないかなとそんなふうに思っているところで、ちょっと大変時間がなくてですね、このアンケートに答えることができなくて大変申しわけなかったんですが、ちょっとそんなところも、テーマにさせていただいて、どこというのは具体的には言えないんですけども、そういうところの視察ということもちょっと考えていただければと思います。

■山城委員

私は、不参加で申し訳ないんですけど、今の渋谷委員に関連して、あのドローンやロボットこれに関する先進地があれば、皆さん見てきてもらって、お聞きできればなというふうに思います。

■五十嵐委員

私も不参加なのですが、やはり高齢者対策といいますか。それと交通弱者に関連して、やはりそういうところの先進地域を見るのはどうかなというふうに考えますので、一つよろしくお願ひしたいと思います。

■廣瀬委員

高齢化の問題については、かなりの委員から出てましたけども、これらの前に少子とセットになって少子高齢化は、これは全国的な傾向で進んでいる。南相馬市はこの先取りをしているような状況で、子供の数は、8%程度だったと思います。だから、高齢化率は、先ほど高田委員からもありましたけども、33%ぐらい65歳以上がそうになっている。これも小高区については、約2,000人が戻っておりますけども、50%以上の高齢化率であるというような状況で、南相馬市において非常にこの少子高齢化は、行政上の課題になっておりますから、ぜひこれの先進的な取り組みをしている市町村の様子を見ていきたいなというふうに思っております。それぞれ知恵を出せば、この高齢化率は、もうやむを得ないんですけども、知恵を出してこれをどうやって乗り切っていくのか、そういうところを見てきてまちづくりに生かしていければいいなというふうに思っております。もう一つはですね、あれから6年経過したわけですけども、南相馬市の場合には、地震津波に加えて原発の被害ということがあります。それに加えて風評被害。もう一つ加えるならば、風化被害があるということで。ぜひ宮城県や岩手県とは違った状況の中で、今、災害復興をしているわけですけども。他の被災地の元気な姿も見てですね、我々のまちづくりのエネルギーにできればいいなというふうに思っております。それと一通り各委員の意見を見ると、鈴木委員の提案にちょっと近いものがありました。この辺でまとまればいいなと思います。

■会長

今皆さんから出てきたものをまとめてみると、一つに高齢者、交通弱者等に関連する提案がありました。これは、高齢化が進む中で出てくる問題にどう対応していくかという取り組みで、二つ目に、産業とまちづくりに関連した提案がでていてのではないかと思います。そんなところで一泊二日でいくことを前提にするならば、二カ所あるいは三カ所回ってきてもいいですし、今ここで具

体的にこれとは決められないので、このような内容で、しかも受け入れ先があるというところで事務局の方で見つけて頂ければと思います。委員の皆さん、それでよろしいでしょうか。

■各委員

異議なし

■会長

あと具体的には日程ですね。一人一人の要望を聞いていると、まとまりませんので、いつからいつからの間でというふうにはしかこの場では決められないのではないかと思います。10月あるいは11月の上旬や下旬のように決めて、日程が決定したら、その日取りに可能な限り参加できるように、自分たちの方で準備を整えておく方向で。事務局の方から何かございますか。

■事務局

テーマと行き先については、今、皆さんの方から伺った内容で合うようなところを相手先と連絡しながら、決めていきたいと思うのですが、日程については、大体10月がいいとか11月がいいとかですね、市のバスを予約しておさえないといけないので、その辺だけでも大ざっぱにざっくりと決めていただくと、バスの予約がしやすくなります。例えば、10月下旬とか11月上旬などというような形で、ある程度決定して頂きたいと思います。

■会長

では、今事務局よりお話がありましたように、10月あるいは11月がいいのかを挙手して頂きたいと思います。

■各委員

(挙手)

■会長

圧倒的に11月が多いようですので、11月ということによろしいですね。では、視察研修については、これで終了してよろしいでしょうか。

(5) その他

■会長

協議事項(5)その他に入ります。委員の方からございますか。

■山城委員

例えば、我々がですね、このように出してるものに関して、市議会の動静がどうなっているかお聞きしたい。

■総務部長

今回報告事項でありました、避難所運営、また、市内の土取り場関係についてであります。最近では、この②の土取り場関係については一般質問等の中で議員のほうから意見、質問いただいております。先ほど農林整備課長がお

答えしましたが、対応については、進めているということで答弁をしております。ただやはり、今ほど、たくさんご意見いただいたとおり、市のほうで所管する部分と、一方で県のほうで許可をする部分がございます。市のほうでやる場合、何か手順が簡単なようなものに捉えがちではありますが、実定法上は同様に、災害防止策等を事業所はしっかりとすることと定められておりますので、これについては同じような基準で、地区開発事業者のほうに、国県共々進めております。これについては、広報南相馬あるいは市議会報等で、一般質問の項目立てについては、お知らせがあると思いますので、その都度、ご覧いただければと考えております。

■山城委員

別な件になりますが、いじめの問題も私、非常に憂慮してまして、委員会が発足して、若杉弁護士がリーダーとしてやっているということで、その結果を我々も聞きたいなと思うんですが、いかがでしょう。

■総務部長

今回いじめに関わる問題ということで、原町第一中学校の事案について、その第三者による委員会を発足させて、今まで数回ほど、いろいろ協議をして、あとさらには学校、関係者への聞き取り等も行っております。ただ、最終的な成案が出るまでは、何月何日こういう会議があったという項目立ては多分、お話しはできると思うんですが、具体的にこういう形であったとか、あとはこういう形が推論できるのかというような形で結論としてはまだ、まとまっていないものですから、議会のほうにも、まだまとまっていないという形の報告にとどまっているところであります。

■山城委員

私が憂慮しますのは、委員会や教育委員会等は、今後の作戦を考えると思うんですが、絶対に反省しない。それが本当に抜本的な対策なのかどうかを非常に憂慮しています。二度と同じことが起こらないように、しっかりと今後の対応策をどうぞよろしくお願いします。

■総務部長

いじめ問題に関する第三者委員会については、あくまでも当該中学校で起きた経緯が何だったのかということを究明するための委員会であります。一方で、各小中学校については、実際、児童生徒を抱えておりますので、今までも、いじめを発生させないということで取り組んできましたが、各学校ごとに今までの取り組みが本当によかったのかどうか、あと他校といろいろ情報交換等をしながら、さらにいい方法があるんじゃないか、それぞれ工夫しながら、いじめを発生させないように、二度とこんな悲しい事案は発生させないということで各学校で並行して取り組んでいるという状況であります。

■山城委員

二度と起こらないような対策を進めて頂きたいと、私もちょっといろいろ勉強して、こういうことがいいんじゃないかとかいうのを考えてます。例えば、通学路でのパトロールや要するに、校外でどう対応するかというのが勝負だと

思っています。早い時期に、いじめているな、あるいは、いじめに進むなということを見つけてですね。早い時期にそれをうまく対策処理するというのが1番いい作戦だと思います。

■廣瀬委員

今のいじめの問題出ましたけれども、第三者委員会を立ち上げて今検討しているというのは大変望ましいことだなというふうに思います。大変将来性のある子供が1人亡くなっているわけですから、ぜひ提案を第三者委員会からしていただければ大変ありがたいなと。原因と対策ですね。これが非常に大事ですので、今の学校のこのいじめの問題を学校だけの問題ではなくて、家庭や地域にもやっぱりその要因はありますので、議論する場面が我々もあればいいなというふうに思っております。残念なのは第三者委員会に保護者代表が入っていないんですね。なぜ入れなかったのかなということが非常に私は不思議なんですけれども、やっぱり保護者の目線が大事なんですね。これが入っていないということが非常に残念だったので、いつかこれはお伺いしなくちゃいけないなと思っていた案件でした。それから議会との連携の中で定例会において、ということが議題になっているのかっていうのが、地域協議会では分からないんですよ。議会だより出ていますが、議会始まる前に、一覧表みたいなのは、南相馬市の場合、こういう提案質問がありますというようなものはないのですか。以前、私が飯舘村にいたときは、そのようなものを配付して議会でどういう議論がされるかっていうことがわかるような状況になっていたんです。もしそういうものがあれば、地域協議会でも配布していただいて、そうすれば議会はどういう問題を今検討しているのか。協議しているのかが分かり、地域協議会ではそれを受けて、また進め方が違ってきますから、そのような連携を図りながらやっていくことで、より一層充実した話し合いになるのではないかなというふうに思いますので、どの辺まで開示できるのか。議会の情報ですね。その辺ちょっとご検討いただければなというふうに思っております。

■総務部長

市議会の定例会は年間4回ございまして、議会の議員からの質問については一般質問ということであらかじめ通告があります。これらについては、通常一般質問の前の一週間から10日前に議会から執行部に流れてまいりまして、その項目に基づいて、担当課で、答弁書を作成し、一般質問の当日にお答えするという流れになっております。そういうことで、その10日ぐらいのスパンしかないものですから、必ずしも地域協議会の中の質疑の部分でタイムリーになるかどうかは、難しい部分があるかと思います。ただ、一般質問の項目としてこんな内容があったということについては、ホームページのほうで公開されているかと思われるのですが、もしされていなければ公開するように整理をするといったようなことで進めてまいりたいと思います。会議録等についても、完成するまで三か月や半年要し、公開もタイムリーな形になっていないという部分があります。タイムリーで把握するためには、議会の本会議については、南相馬チャンネル等で、同時中継しておりますので、議会中継をご覧頂くと、確認することができるということで対応しております。いろいろな媒体を使いながらやっているわけではありますが、議会の中継をごらんになって頂くことが一番タイムリーに把握できる方法なのかなと思います。

す。

■会長

色々と難しい面はあるかと思うのですが、できるだけそういう説明をされるときに、議会でこのようなことがありましたと、これからは説明者がつけ加えていただくということは無理なくできるかと思うので。その辺について十分配慮していただきたいと思います。では、その他以上で終わります。

4 その他

■会長

次第4の「その他」について事務局の方からお願い致します。

■事務局

次回の地域協議会の日程についてですが、8月の日程について例年、8月の下旬頃に開催しておりましたので、今回、会場の空き具合とそれから日程等を確認しまして、8月24日木曜日あるいは28日月曜日の午後1時半からご提案したいと思います。いかがでございましょうか。

■会長

今わかっている範囲の中で、8月24日、28日の都合の悪い方は、挙手をお願い致します。分かる範囲で結構です。

■各委員

(挙手)

■会長

では、次回は8月24日に開催ということで。その他ありませんでしたら、以上で終了にしたいと思います。ご協力ありがとうございました。

■事務局

以上をもちまして、第3回の地域協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。